

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

平成20年8月
国土交通省総合政策局

1. 背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）では、船舶からのふん尿等の排出方法について一定の規制を行っているところ、そのうち「海面下に排出すること」という基準については、水中翼船のような航行形態の特殊な船舶が対応することは困難であるため、今般、海洋汚染の防止の観点から技術的な検討を行った結果を踏まえ、海面より上の位置からふん尿等を排出する場合の排出基準の特例を設けるものである。

2. 改正の概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）別表第2で定められている、一定の総トン数又は最大搭載人員の船舶に対する未処理のふん尿等（総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上の国際航海に従事する船舶にあっては、ふん尿等処理装置のみにより処理されたふん尿等を含む。以下同じ。）の排出方法に関する基準について、国土交通省令で定める一定の排出率以下の排出率で排出する場合には、海面より上の位置から未処理のふん尿等を排出することができる旨の特例を設けるものである。

<船舶からの未処理のふん尿等の排出方法>

(現 行)		(改 正 後)	
総トン数400トン以上 又は最大搭載人員 16人以上の国際航 海に従事する船舶	イ 海面下に排出すること ロ 4ノット以上で航行中 に排出すること	総トン数400トン以上 又は最大搭載人員 16人以上の国際航 海に従事する船舶	イ 海面下に排出すること (国土交通省令で定める 排出率以下の排出率で 排出する場合は、海面 より上の位置から排出 することが可能) ロ 4ノット以上で航行中 に排出すること
最大搭載人員100 人以上の国際航海 に従事しない船舶 (特定沿岸海域*にお いて排出する場合 に限る。)	イ 粉碎して排出すること ロ 海面下に排出すること ハ 3ノット以上で航行中 に排出すること	最大搭載人員100 人以上の国際航海 に従事しない船舶 (特定沿岸海域に おいて排出する場 合に限る。)	イ 粉碎して排出すること ロ 海面下に排出すること (国土交通省令で定める 排出率以下の排出率で 排出する場合は、海面 より上の位置から排出 することが可能) ハ 3ノット以上で航行中 に排出すること

*港則法の港の区域、海岸の低潮線（港則法の港にあってはその境界）から1万メートル以内の海域、伊勢湾及び瀬戸内海をいう。

3. スケジュール（予定）

事務次官等会議：平成20年9月11日（木）
閣 議：平成20年9月12日（金）
公 布：平成20年9月18日（木）
施 行 期 日：公布日に同じ